

札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書

北海道は、日本全体の約22%を占める広大な面積に、540万人強の人口が分散して居住していることから、都市間の移動に要する時間が他県と比べて非常に長くなる傾向にある。最近では、高速道路の整備も進んだことで、自家用車あるいは都市間高速バスによる移動も以前に比べると時間的な短縮が図られてきてはいるが、地上交通で最も早い特急列車を利用したとしても、まだまだ移動時間が道民の負担となっていることは明らかである。

このような地理的な事情により、道央圏以外に居住している道民にとっては、医療をはじめとした生活全般や、さまざまな経済活動をするにあたって、移動に要する時間がその範囲を大きく制限していることは見逃せない事実である。札幌への日帰り通院などのケースはもちろん、各種イベント（コンサート、スポーツ大会、文化活動等）に参加し、交流を拡大していくためには、航空機の利用による時間短縮が相当効果的であることは間違いないものとする。

こうしたことから、道内における航空ネットワークを将来的に維持していくことは、観光客のみならず、道民にとっても非常に重要な課題であり、加えて、空港を拠点とした地域の活性化につなげていくことが、今後求められてくるものとする。また、道内の航空ネットワークを維持するために、航空機を運航している航空会社だけでなく、北海道や関係市町村、空港ビル会社や各種関連事業所それぞれが日夜尽力していることは周知のとおりである。

一方、国土交通省の職員も航空機の運航を陰で支えている一員であり、空港事務所、出張所あるいは航空交通管制部における管制業務、施設の維持業務は、航空機の安全運航の一翼を担う業務である。

とりわけ、札幌航空交通管制部は北海道内の空港だけでなく、北東北地方をも含めた全15空港から離発着する航空機への航空管制業務を行っているほか、全国の4箇所に設置されている拠点官署のひとつであり、積雪地域に立地している唯一の官署である。また、札幌市に設置されていることから、道内出身や、道外出身者であっても道内空港に勤務経験のある管制官等も多く勤務しており、特に航空機の運航状況が厳しくなる冬期間においても、積雪状況や天候状況を肌身に感じながら日々管制業務を行っているところである。

今般、国土交通省がそのような重要な機関を、道内に代替機関を残すことなく廃止に向けて検討していることは、北国における気象特性を実感できない国土交通省職員を増やすことにつながるばかりか、新千歳空港において管制業務を担当する防衛省職員に接する機会が失われることにもなり、航空機の安全にとって決してプラスにはならないと考える。また、将来国土交通省職員を目指そうとする道内出身者にとっても、札幌圏に勤務先がなければその道を諦めるという選択をすることも十分考えられることから、雇用面においても大きな損失となる可能性も出てくる。

これらの問題に対応し、道民の安全・安心な航空交通を確保するためには、札幌航空交通管制部の存続・充実が必要であることから、国及び政府においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 北海道での航空行政の枠組みを堅持し、札幌航空交通管制部を存続すること。
- 2 広大な北海道の航空行政を充実させるために、国の出先機関である札幌航空交通管制部を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 6月13日

北海道遠軽町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣